

東日本大震災からの復興政策10年間の振り返りに関する

有識者会議（第1回）

議事録

東日本大震災からの復興政策10年間の振り返りに関する有識者会議（第1回）

1. 日 時 令和4年10月24日（月）16：00～17：28

2. 場 所 中央合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室

3. 議 事

（1）会議の運営について

（2）振り返りの趣旨等について

（3）自由討議

4. 議事録

次頁以降のとおり

5. 出席者（敬称略）

秋池 玲子（座長） ボストン コンサルティング グループ 日本共同代表

増田 寛也（座長代理） 日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役社長

大西 隆（委員） 一般財団法人国土計画協会 会長

田村 圭子（委員） 新潟大学危機管理本部危機管理センター 教授

藤沢 烈（委員） 一般社団法人RCF 代表理事

○立岩参事官

ただいまより、第1回東日本大震災の復興政策10年間の振り返りに関する有識者会議を開催いたします。

会議の開催に当たり、まず、秋葉大臣より御挨拶を申し上げます。

○秋葉大臣

皆さん、こんにちは。復興大臣の秋葉賢也でございます。会議の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、秋池座長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、平素より復興行政に甚大な御協力を賜り、また、大変お忙しい中、本会議の委員に御就任をいただきまして、誠にありがとうございます。

改めて申し上げるまでもなく、東日本大震災は、極めて広域かつ甚大な複合災害であったことから、その復興に当たっては、政府としても過去に例を見ない制度や施策を講じてきたところでございます。

震災から11年が経過し、宮城県や岩手県においては、ハード整備はおおむね終了いたしております。また、その一方で、被災者の心のケアや水産加工業の売上げ回復などの課題が残っております。また、福島県、原子力災害被災地域については、本格的な復興・再生が始まったところでありまして、引き続き、中長期的な対応が必要な状況でございます。

こうした中、先日訪問しました亘理町では、復興が進む一方で、潮干狩りなどのレクリエーションを進めていく上で、海底に一部瓦礫が残っていることが課題となっているという要望がございました。このように11年たった今になってようやく見えてくる新たな課題ということもございます。

また、福島県では、震災により直接亡くなった方が約1,600人いらっしゃいますが、震災関連死で亡くなった方は、それよりも多い2,333人となっております。こうした被害をどうすれば最小限に食い止めることができるかどうかということも教訓として受け止め、防災・減災につなげていくことが極めて重要だと思っております。

今後、発生が懸念される南海トラフ地震などの大規模災害への対応においても、東日本大震災からの復興政策の教訓として活用することができるよう、このタイミングでしっかりと10年間の振り返り、一元的な記録として残すとともに、課題などを取りまとめておくことは我々の責務であると考えております。

このため、復興庁のみならず各府省における取組を含めて、第1期復興・創生期間の終了までに、すなわち令和2年度までの10年間について、復興に係る国の制度・組織や取組の変遷、過去に例を見ない施策の趣旨や経緯とともに、その評価・課題を「復興政策10年間の振り返り」として、取りまとめたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、これまでの復興政策に携わられたお立場、あるいは専門家としてのお立場から、この10年を振り返って、後世への教訓となる忌憚のない御意見を賜りたいと存じます。

本日はぜひ皆様方の活発な御議論をお願い申し上げて、私からの御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○立岩参事官

マスコミの皆様におかれましては、お席にお戻りいただき、これよりカメラの御使用はお控えください。

続いて、秋池座長より御挨拶をいただきます。秋池座長、よろしくお願いいたします。

○秋池座長

座長を拝命いたしました秋池でございます。ただいま、秋葉復興大臣からお話がありましたことを重く受け止め、また、本会議の趣旨ということに鑑みまして、この重要な会議の座長を申しつかりましたこと、身の引き締まる思いでございます。

被災地には、定期的に状況を拝見させていただくことなどもありまして、いわゆるハードの整備というものから心のケア、それから、まちの再生といったものに移っていく過程を見てまいりまして、私なりに感じて来たこともございます。

この東日本大震災復興政策上の経験を振り返って、これを将来に生かすものにしていくということ、教訓などについて、委員の皆様と議論を深めていかねばと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○立岩参事官

ありがとうございました。

続いて、委員の皆様を五十音順に御紹介させていただきます。

大西様でございます。

○大西委員

大西です。何か一言言うんでしょうか。

○立岩参事官

後ほどで、すいません。

田村様でございます。

藤沢様でございます。

○藤沢委員

よろしく願いいたします。

○立岩参事官

田村様は、オンラインで参加をされています。

増田座長代理は、本日遅れての参加と伺っております。また、本日は今村様は御欠席でございます。

以上でございます。

委員の皆様におかれましては、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ここからの進行については、座長にお願いしたいと思います。

座長、よろしく願いいたします。

○秋池座長

かしこまりました。改めまして、座長を拝命いたしました秋池です。今後、議事の進行、本会議の取りまとめを務めさせていただきますので、皆様の御協力、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。初めに私から本会議の運営について、御説明申し上げます。

資料1、開催要領を御覧ください。

委員の皆様には事前にも御確認いただいておりますが、改めて御説明申し上げます。

本会議は、原則公開としており、本日も会議室内での傍聴のほか、報道機関や一般傍聴者の皆様にオンライン同時配信による公開を行っております。配付資料につきましても、

会議終了後速やかに公表いたします。また、議事録は、委員の確認を得た上で公表いたします。

今後この開催要領に基づいて進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、事務局から、振り返りの趣旨／構成案などについて説明をお願いいたします。

○岡本審議官

復興庁審議官の岡本でございます。それでは、早速資料の説明をさせていただきます。若干駆け足になりますが、資料2から5につきまして、通しで説明させていただきたいと思っております。

まず、資料2、振り返りの趣旨・構成案、御覧ください。

1 ページ目、復興政策10年間振り返りにつきましては、冒頭、大臣の御発言にもありましたけれども、復興のために政府がこれまで10年間講じてきた施策や、制度、組織体制の変遷、それから、事実関係を記録資料として残しておくため、復興庁が取りまとめを行うものと考えております。

その際、特に南海トラフなど将来の大規模災害の際に、東日本大震災の復興政策を教訓として参照できるよう、これまでの取組の評価、課題も併せて一元的な記録として取りまとめるものでございます。

2 ページ目でございますが、令和3年3月に閣議決定をいたしました、復興の基本方針にも同様のことが位置づけられております。

この振り返りで扱おうとしている範囲でございますが、3 ページ以降、全体構成案を御覧ください。

まず、第1章でございますが、震災の概要、初動・応急対応、それから、復興基本法に基づく措置として復興対策本部ですとか、あるいは復興構想会議等について経緯などを取りまとめます。

また、第2章では、復興庁設置以降を中心とした組織体制、それから、次の4 ページ目になりますが、法制度あるいは財政のスキームなど大きな枠組みをここで取りまとめる予定としてございます。

続きまして、5 ページ目を御覧ください。第3章でございますが、東日本大震災で初めて講じられた施策のうち、主に復興庁が主導いたしました分野横断的なものを新たな取組

として取り上げてございます。復興交付金、それから用地取得などの加速化措置、被災者支援の総合交付金、それから、NPO、企業などと連携した「新しい東北」の取組ということでございます。

続きまして、6ページ以降、4章から8章は各論になります。

まず、4章でございますが、被災者支援では、総合交付金で講じられた施策のほか、医療、福祉、その他の支援施策、教育関係などの取組などを取りまとめてございます。

それから、7ページから8ページにわたりますでございますが、こちら第5章では、主に復興まちづくりや住宅、それから基幹インフラのほか、廃棄物処理などもこちらの章で整理をしたいと考えてございます。

9ページ目でございますが、第6章、産業・生業の再生でございます。中小企業への支援や農林水産業などへの支援については、こちらで整理をしたいと考えてございます。

続きまして、10ページ目でございますが、第7章、原子力災害固有の対応ということでございますが、避難指示区域への帰還ですとか、あるいはイノベーション・コースト構想をはじめとする原子力災害被災地域に特化した制度的枠組み、あるいは除染、風評対策など特有の課題への対応について、これまでの取組をこちらで整理をしたいと考えてございます。

最後、11ページ目になりますが、協働と継承としてNPOなどの活動促進施策ですとか、応援職員派遣といった多様な主体の連携を進める施策、それから風化対策、あるいは教訓の発信などの取組をこちらで整理したいと考えてございます。

以上、御説明した内容が今回の振り返りの大きな対象範囲と考えてございます。

これらにつきまして、将来の大規模災害時に参考になるよう、なぜそうした施策が講じられたのかといった事実関係、経緯あるいは主な実績、評価、課題などをこの会議での御議論も踏まえながら整理をしていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、資料3、A3の資料になります。御覧ください。復興政策10年間の変遷について御説明いたします。

お手元のあと配付しております参考資料1というのがございますが、こちらは各分野の主なデータの10年間の推移などを整理しておりますので、こちらも適宜御参照いただければと思います。

まず、1ページ目、10年間の変遷でございますが、大きく5つの期間に便宜上区切らせていただいております。1期として、復興庁設置以前でございますが、避難所の解消や復

旧あるいは復興の大きな方針や枠組みが整備された時期ということでございます。

その後、2期になりまして、復興庁が設置され、個々の事業着手が本格化いたしました。

その後3期で、集中復興期間は震災後から平成28年3月までになりますが、その後半の期間では、復興を加速化する取組、あるいは被災者支援の取組強化が図られた時期ということでございます。

28年4月以降、復興・創生期間前半でございますが、地震・津波被災地域のハード事業はおおむね完了し、福島での避難指示解除も進んだ時期でございます。

そして、最後5つ目の後半の時期になりますが、残された課題に対応するとともに、復興庁の10年間延長が決まりまして、次期10年の方針が策定されるという時期になります。

なお、下のグラフでございますが、これは代表的な指標につきまして、10年間の進捗を示したものでございますが、避難者は47万人当初から約3.5万人に、それから、まちづくり関係の事業は100%が完了、それから、沿岸部の製造品出荷額も震災前比で100%という状況となっております。

次ページ以降は全体の枠組みと、それから各論となります5分野について進捗を詳細に整理したものととなります。

まず、1段目の「しくみ・総論」と書いているところでございますが、復興構想会議の提言、これを出発点といたしまして、基本方針の策定ですとか財源フレームなどが定められました。

その後、右に御覧いただければと思いますが、2期に入りまして、平成24年2月、復興庁が設置されまして、復興交付金など復興を支える各種制度が本格的に開始をされるということございまして、その後、3期になりますと、復興事業の進捗を踏まえた財源フレームの改定ですとか、あるいは東京・福島復興庁が2本社体制ということで、体制の整備が図られた時期でございます。

4期でございますが、復興・創生期間の開始に当たりまして、財源フレーム、10年間で32兆円に拡大するというのと、一部事業につきまして、自治体負担の導入も図られたという状況でございます。

最後5期でございますが、復興・創生期間後の基本方針、復興庁の10年延長といったことが決まった時期でございます。

これまでの組織、法制度あるいは財源の変遷につきましては、お手元、参考資料1の17ページ以降に幾つか概要を記載させていただいておりますので、こちらを適宜御覧いただ

ければと思います。

続きまして、2 段目、被災者支援の分野となります。

東日本大震災では高齢の被災者も多く、また、避難生活の長期化ですとか多くの転居などがあったこと、また、健康面の課題への対応が求められたことや、福島県中心としまして、避難が広域に及んだことが大きな特徴となっております。

このため 1 期の段階から被災者の孤立防止ですとか、コミュニティ復興のための交流の場の提供、生活相談、見守りなどの支援を行うとともに、被災した子供のケアを行うため、学校のほうでは教員加配、カウンセラーの派遣といった措置も行われました。

また、2 期までには、これは被災 3 県で心のケアセンターが設置をされまして、この時期に子ども被災者支援法も制定されてございます。

3 期になりますと、各省庁で行ってございました被災者の健康・生活支援の施策をこれは「被災者に対する健康・生活支援に関する施策パッケージ」という形で取りまとめまして、次の 4 期に記載一部ございますが、現在の被災者支援総合交付金の創設につながる流れとなります。

4 期におきましては、福島県からの県外避難者中心に、避難生活が長期化している方々への情報提供あるいは相談支援を行うために、生活再建支援拠点を通じた支援が本格化したします。また、3 期から 4 期にかけてまたがってございますが、学校の関係で申し上げますと、ふたば未来学園の高校、それから中学が相次いで開校いたしまして、5 期になりますと、被災した学校施設の復旧もおおむね完了したという状況になってございます。

参考資料 1 の 27 ページ以降では避難者数の推移ですとか仮設住宅戸数、あるいは心のケアの相談件数等の推移を整理してございますので、こちらも御参照いただければと思います。

続きまして、資料 3 の 3 段目、住宅・まちづくりの関係になります。

1 期では、被災者の避難生活の早期解消ということで、賃貸型のいわゆるみなし仮設も含めた仮設住宅の供給が開始されてございます。被災自治体では行政機能も大幅に失い、また、人材不足もあったことから、復興のまちづくりにおきましては、国が直轄調査で計画策定を支援したということでございます。

2 期に入りますと個別の事業の計画策定、あるいは復興交付金による支援も本格化しまして、災害公営住宅の建設も開始されます。また、交通面では J R 気仙沼線が B R T という形で運行開始した時期にもなります。

3期になりますと所有者不明土地、あるいは入札不調といった事業遂行上の課題に対応するために、事業加速化のため100近い措置が取られたという状況でございまして、一方で、この時期には福島の一部を除いて、災害廃棄物処理はおおむね完了、また、常磐自動車道も全線開通したという時期になります。

4期でございまして、防災集団移転・区画整理あるいは災害公営住宅などの事業につきましては9割以上完成いたしまして、造成された宅地での自主再建というものも本格化するステージになります。

そして、最後5期でございまして、防災集団移転とか区画整理の面整備事業、あるいは災害公営住宅の整備も完了し、復興道路など大きなその基幹インフラもおおむね完了したという状況でございまして。この間の個々の事業の進捗率につきましては、同じく参考資料1の28から30に推移を掲載してございまして。

1枚、資料3をおめくりいただきまして、4つ目でございまして。産業・生業の再生の関係でございまして。

1期でございまして、中小企業の資金繰りに対する支援、あるいは二重ローン対策のための産業復興機構の創設、それから、被災中小企業者の早期事業再開を支援するために、仮設の店舗・工場を整備して無償貸与を行うといった措置が取られた時期でございまして。

また、生産施設・設備の復旧復興のため、グループ補助金の支援も開始されてございまして。

2期になりますと、震災事業者再生支援機構も創設されまして、債権買取りを通じた再生支援が行われてございまして。さらに、新産業創出のための企業立地補助、あるいは販路確保、新商品開発に向けたマッチング支援やハンズオン事業も実施された時期になります。なお、この時期には宮城・岩手で農業生産額は、震災前水準を回復するという状況になってございまして。

3期でございまして、仮設施設の入居事業者がピークを迎え、産業復興のさらなる加速化を図るために、「産業復興創造戦略」が策定されてございまして。また、宮城・岩手の林業産出額もおおむね震災前水準を回復する時期となります。

4期でございまして、3県全てで製造品出荷額が震災前水準を上回る中で、人材不足に対応するための対策も講じられるようになりました。

最後5期でございまして、二重ローン対策で設立した支援機構などによる債権買取り業務が終了し、グループ補助につきましては、支援実績約1万2,000件でございまして、その

約45%が震災前水準に業績を回復、それから仮設店舗・仮設工場に入居した被災事業者の9割以上も本施設へ移行されました。

あと、観光面でございますが、東北6県、外国人の延べ宿泊者数の目標は、令和2年に150万人ということで掲げておりましたが、令和元年に1年前倒しで達成。それから、農業関係でございますが、津波被災農地の9割強で復旧が完了、水産加工につきましては、施設の98%で業務再開という状況になってございます。これらにつきましては、参考資料32ページ以降でデータを整理していますので、こちらも御覧いただければと思います。

5段目、原子力災害からの復興への対応ということでございます。

原子力発電所の事故発生当初は住民の生命、身体の危険を回復するため、避難指示の発出ですとかあるいはその区域の見直し、そして、事故収束に注力をしたという時期になります。

2期になりますと、福島復興再生に関する基本的な枠組みであります福島再生特措法が成立いたしまして、除染特措法に基づく本格的な除染も開始されました。

3期では、一部自治体での避難指示解除が始まる中で、避難地域への住民の帰還、定住促進に向けた「早期帰還・定住プラン」ですとか、生活拠点整備、健康管理などのための環境整備を支える福島再生加速化交付金による支援も行われてございます。

また、除去土壌の中間貯蔵施設への試験的搬入が開始されるほか、政府一丸となりまして、風評被害対策の取組ですとか、あるいは浜通り地域に新たな産業基盤を構築する「福島イノベーション・コースト構想」が取りまとめられた時期になります。

4期になりますと避難指示解除がさらに進む中で、帰還困難区域については、特定復興再生拠点区域制度ができて、対象となる6町村の拠点の除染、あるいはインフラ整備が順次進められてございます。こちらの制度の詳細は参考資料の39、40にございますので、後ほど御覧いただければと思います。

また、30年3月には帰還困難区域を除き、面的除染というのは全て完了したという状況でございます。

最後5期でございますが、中間貯蔵施設への搬入量、2020年度末で1,055万立米となりまして、また、帰還困難区域以外の避難指示は解除され、風評の関係でございますが、これは日本産食品に対する輸入規制措置を講じた54か国・地域で、順次規制の撤廃、緩和が進んできております。また、イノベーション・コースト構想に基づく、福島ロボットテストフィールドや水素エネルギー研究フィールドが全面開所したという時期でございます。

最後の段、協働と継承でございますが、発災直後、多くのNPOあるいはボランティアの支援で混乱が生じないように、政府として、震災ボランティア連携室を設置しまして、NPOの方々が活用可能な支援策などを取りまとめて紹介してございます。

2期では、多様な担い手が連携して取り組む分野についてロードマップをつくりまして、目標、課題の共有を図ってございます。

3期では、被災者支援コーディネート事業で、県単位の間接支援組織を通じて、各主体の情報共有を図るほか、行政職員の不足対応ということで全国自治体からの応援職員の派遣、あるいは復興庁で採用した任期付職員を派遣するいわゆる復興庁スキームも開始されてございます。また、人口減少など震災前から抱える地域課題をNPOと自治体、住民などが協働して解決するため、新しい東北の枠組みをつくりまして、モデル事業、ハンズオン支援に取り組んでございます。

4期でございますが、これは地元が整備した震災遺構、あるいは伝承施設の連携を進めるためのネットワーク協議会が発足し、一元的な情報発信が開始されるほか、応援職員につきましては、この時期に派遣数のピークを迎えるということでございます。

最後5期でございますが、ボランティア数の延べ人数は700万人に達します。また、国が3県に1か所ずつ整備してございます国営追悼・祈念施設についても、順次利用を開始している状況でございます。

参考資料、最後43ページ、一番後ろになりますけれども、NPOの数の推移ですとか、応援職員の状況についてのデータを添付してございますので、御参考いただければと思います。

以上が資料3の御説明でございまして、続きまして、資料4、主に御意見をいただきたい点というのを御用意させていただきました。

委員の皆様におかれましては、資料2で冒頭説明しました記録誌としての振り返りの構成への御意見に加えまして、この振り返りを単なる記録誌ということではなくて、後世にしっかりと残るべきものとなるように、それぞれ専門家としてのお立場から当時の重要な経緯や考え方、あるいは今後の大規模災害への備えとして重要な教訓となるもの、あるいは復興政策の論点、課題などの御意見をいただきたいと考えてございます。

資料4はこの観点から、我々で議論の呼び水となるようなものとして作成をさせていただいたものになります。記載の内容でございますが、まず、被災者支援の関係では、過去に例のない手厚い支援の意義ですとか、行政がこの分野でできたこと、できなかったこと

というのは、例えばどういうふうを考えるべきか。

それから、2番目住まいとまちの復興でございます。復興の目標や将来像、枠組みにおいて、人口減少など経済社会の構造変化をどういうふうを受け止めるべきだったか、あるいは、まちの復興の進捗、被災者の生活再建の関係でございます。特にスピード感の相違というのをどういうふうを考えるべきだったか。そうした中で国縣市町村の役割分担はいかにあるべきだったか。産業なりわいの再生につきましては、過去に例のない手厚い資源の意義と行政ができたこと、できなかったことといったことも論点になるかと思っております。

それから、原子力災害固有の対応でございますが、前例のない災害に対して除染期間、移住促進、風評払拭など、これまで復興政策が果たした役割をどう考えるべきか。

5番目、協働と継承でございますが、NPO、民間企業による復興支援、行政が果たした役割や応援職員の派遣の効果的なスキームはどうあるべきだったか。あるいは震災の風化防止教訓継承についても、どういう在り方がふさわしいかといったことが御議論になるかと思っております。

6番目は総論的な部分でございますが、復興を担う行政主体として、市町村を基本としたことの意義はどう捉えるべきだったか。それから、2つ目は復興庁が我々にできたこと、できなかったことはどういうものがあるのか。それから、復興庁設置以前の構想会議ですとか、政府の復興対策本部が果たした役割はどうだったか。それから最後でございますが、復興における財政的な枠組み、スキームの在り方をどういうふう考えるべきか。

最後、その他でございますが、振り返りの取りまとめに当たっての、これは資料2の関係でございますが、構成ですとか、復興政策、立案投資の重要な経緯、あるいは、東日本大震災以降、災害に生かされた教訓や反省、エポックメイキングな政策について、皆様方の御知見をいただければと思っております。

最後、資料5でございます。今後のスケジュール案ということでございますが、年度内に、本会議、全体で4回開催したいと考えてございまして、次回以降、振り返りの骨子、あるいは素案等について、順次お示しをさせていただき、一定の取りまとめをしたいと考えてございます。

なお、最終的な取りまとめ文書自体は、これは各省庁との協議も経ながら、来年度の公表、発行などを考えていきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。駆け足で恐縮でございますが、活発な御議論をお願い

い申し上げます。

○秋池座長

御説明ありがとうございました。ただいま増田座長代理が到着されました。この後、自由討議になりますので、その際に自己紹介と御意見を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、自由討議に入りたいと思います。御出席の委員の皆様から、簡単な自己紹介も含めて御意見賜りたいと思います。御質問を頂戴するのでも結構でございます。五十音順に伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、大西委員より、よろしくお願いいたします。

○大西委員

改めまして、大西です。どうぞよろしくお願いいたします。

私は東日本大震災の復興と、今日の話にも、先ほどの御説明にも出てまいりましたが、復興構想会議の委員として、震災の年の4月から、たしか6月ぐらいまでだったと思えますけれども、務めて提言をまとめたわけです。それから、しばらくは被災地の特に釜石と気仙沼だったと思いますが、それぞれの市の復興の委員会に属しまして、お手伝いをしてきました。その中で、気仙沼では、これはその委員とはまた別な観点ですけれども、建物を直接、建てる仕事に携わりまして、災害公営住宅にそれがなっているわけですが、ちょうど港のすぐ近くであります、そういうこともやってきました。

それから、福島12市町村の将来像有識者検討会というのが設置されまして、これは復興庁が行ったものでありますけれども、福島の復興について、結構長い間、存続しておりまして、2回提言をまとめました。

ごく最近では、廃炉に関連して、廃炉の技術委員会というのができていますけど、そのメンバーになって、今度、廃炉に取り組むということで、比較的切れ目なく、復興問題と関わってきたということでもあります。

続けて、意見、最初ですので、総括的な話になるかと思えますけれども、申し上げたいと思います。

この委員会は、復興庁の施策について振り返る、復興政策について振り返るということなんです、まず、重要な点は復興庁を設置して復興庁を中心とした復興が行われてきた

ということ、そのものへの評価というか、認識というのがあるだろうと思います。これは、私は非常に重要なセクションが政府の中にできて、そこが言わば復興の司令塔になって、司令塔という表現がいいのか、調整役という表現がいいのか、それは後で決めていけばいいと思いますが、全体を見渡して、復興を進めてきたということは非常に大きな意義があったと思います。

それは、例えば財政的な意味でも税金を新しくつくったわけです。この税金によって復興を支えてきた。税金をつくったというのは、税金のアイデアは開発復興税という名前で、私が会長をしていた学術会議が提案、私の少し前ですけども、提案した制度が生かされたと聞いていますけれども、そういう税なんかも新設されて行われました。

それから、全国から特に自治体職員、あるいは関係の人たちが、被災地で様々な実務活動に当たってこられた、これも非常に大きな意義があったと思うんです。もちろん技術的なサポートとか、そういうことについても、国を挙げての体制が取れたというのは非常に大きいことであって、これは東日本大震災という震災の大きさに対応すると、そのくらいの構えがないと、ここまで来れなかったんだらうと思います。これは一番重要な点として書かれるべきだと認識しています。

その上で、これから先は少し批判的なことも言うので、まず、前置きで、自分としてはこういう考えだということは申し上げておきたかったわけです。それで、褒めてばかりいても、あまり生産的でないとするとするなら、どこに問題点というのがあったのかということになります。第一に考えるのは、復興構想会議のときに、減災という言葉、防災に対して減災という言葉を使うべきではないかという議論があったんです。それ以後、防災・減災ということでワンセットで使われてきていると思うんですが、防災というと、これは英語は減災という意味なので、少し違うんですけど、日本語で防災というと、災害を防ぐということになると。災害が防げるといことが過信を生んで災害大きくした。これは原子力災害もそうですけれども、津波についても、そういう面があったのではないかと。

したがって、減災というのは、災害というのは自然現象なので、これを完全に抑制するということはいけません。したがって、死者が出ないようにして、あとは財産については、ある程度諦めて、いかに逃げて身の安全を確保するのかという、幾つか何段階かの構えで対策を講じていくということが必要だったんじゃないか。今まで、詳しくは申し上げませんが、過去の災害の歴史の中で、防災技術というか、そういうのも発展してきたので災害が防げるとい、どこかでそういう過信があり、あるいは、それが慢心につながった

という面があるのではないかという議論をしたわけです。

それで、その観点から考えてみますと、今、一番気になっているのは、去年の12月に千島海溝、日本海溝の巨大地震の被害想定というのが公表されたんです。これは北海道が一番被災者が多い、死者が多いという想定になっていますけれども、例えば岩手県でも、7,000人ぐらいが亡くなるということになっているんです。岩手県でも、久慈だとかいう少し北のほうが多いんですけれども、釜石あたり、宮古とか今回の災害で随分亡くなったところも相当多くの死者が出る。そうすると、そういう被災地の方々、これはじかに聞きもしましたけども、の印象としては、せっかく巨大な堤防を造って対策を講じたんだけど、また、被害想定では死者がかなりの数、想定されるのかという驚いた感じをお持ちの方も多いわけです。

私はこのまま、せっかく東日本大震災の復興でいろいろな事業をやったのに、次の災害では、またかなりの数の死者が出るというままにしておいていいのかという気がするんです。これを減災というのは、堤防とか防潮堤で防ぐということと、それから建物を安全な場所に造るということと、それから最後に逃げるということがセットになっていると思うんですが、最後に逃げる、防潮堤は大体もうできてしまっているわけで、建物ももう復興しているわけで、それでも被害が出るということだったら、やはり逃げるということ徹底しなきゃいけないので、そういう全体の防災という観点からの考え方の枠組みの中で現状がどうなのかと。まだこれで、被害想定で大きな数字が出てくるというのをどう考えるのかということについては、重要な点として議論すべきではないかという気がいたします。

それから、2つ目は、私は特に都市計画が専門だったので、まちづくりという観点で申し上げますと、これも事業はかなりできているということなんですが、過大だったんじゃないか。人口が減っているわけです、被災地では。その中で、区画整理とか防集（防災集団移転促進事業）をやってきたわけですが、少し事業が過大になったのではないかということと、小さな単位で事業が行われた結果、なかなか今後、社会生活を維持するという点で困難があるのではないかという懸念がある。

それから、特にインフラについては相当大規模な、それぞれの自治体にとっては、今までやったことのない大きな事業をやったので、後年度の財政負担、これを心配するという議論が当然出てくるわけで、こういうことについても整理しておく必要があるのかなという感じがいたします。

それから、今日も話の中で出てきましたけども、孤独死とか災害関連死、これは当初からかなり問題があって、当初、心のケアというか、そういう面が少しおろそかになっていた面があるのではないかということで、避難場所、避難所の設営とか、そこでの運営の仕方等については、十分な教訓を引き出して、今後の在り方を考えていくべきではないかと思えます。

それから、最後に福島について申し上げたいと思います。大臣もおっしゃったように、福島はこれからということなんです。ようやくスタートラインに立ったか、まだ立っていないところもあるわけなんです。したがって、何が今、残っている問題なのかということでは整理しておく必要があると。大きな意味では廃炉問題、それから汚染水の問題、それから中間貯蔵施設の汚染物質の問題というのがありますし、もちろんコミュニティの再生というのも非常に大きな問題だと思うんですが、そういうことについて整理して、今の時点で、まだ福島は、ある意味で他の被災地とは状況が違うということについて整理をして、これはちゃんと取り組んでいくということが必要だと。

最後に一言だけ申し上げたいのは、津波の被災地というのは、要するに自然現象でやられたので、場所をどう復興していくのかということに力点があって、そこにインフラが整備されていったわけです。あるいは、住宅が再建された。

ところが、福島は、これは人災というか原因者がいるわけです。被害が出た。それで被害に遭われた方は、元の生活の場に戻らないという選択もかなりの方がされているわけです。例えば東京に行く、大阪に行く、あるいは、ほかの地域に今後の人生を送るために移っていく方というのは無視していいのかという問題があると思うので、私は場所の復興ということと人の復興ということを考えると、原発災害では、人の復興、人に注目した復興、どこまでやるのかという議論はもちろんあるんですが、それぞれの被災者の方が生活を再建できる、そういうことについて、いろいろな角度からケアしていくという考え方も重要なのではないかと、ここがまだ曖昧になっている点があるのかなという気がいたします。

長くなりました。以上でございます。

○秋池座長

大西委員、ありがとうございました。

続きまして、田村委員、お願いします。

○田村委員

新潟大学の田村です。本日は、現地にお伺いできず、大変に申し訳ございません。

私は復興推進委員として復興庁の事業に関わらせていただいたこと、それから研究者として、発災後、被災地の市町村を回りながら、被災者の生活再建の状況を俯瞰的に記録、そして管理するための被災者台帳の仕組み導入ということを岩手県と共同で推進しました。よって岩手県並びに被災市町村に発災後1か月後～4年ぐらいは、定期的に訪問させていただくことができました。また、復興推進委員会でも、現地を訪問する機会を設けていただき、特に被災3県を中心とした被災と復興について、見せていただけたというところが、これまでの被災地との物理的な関わりです。

初回の意見として、防災の専門家として申し上げます。まずは、災害対応のことについてです。東日本大震災は未曾有の災害であって、世界でも経験したことのない規模の地震・津波災害であったことから、日本の防災にとって、様々な新たな試みを根づかせるための、不幸な教訓をたくさん生んだという歴史的な役割があったこと、そして世界的にも、国連の仙台防災枠組み、つまり世界的な防災を進めるための枠組みが、東北発となっておりますので、そういった意味では、防災の世界に与えた東日本大震災の影響は大きいことを、まずもって申し上げます。

ただ、ここは復興庁の復興に関する委員会ということですので、報告書の目次案（資料2）ですが、総論があって、そして新たな取組として、復興庁の取組を中心に紹介するという章構成はよろしいかなと思っております。

それから、4章については、まずは被災者でしょうということで被災者支援、5章は住まいとまちの復興、そして、産業、生業の再生というところになって、そして、特筆すべき事例として原子力災害の被災地のお話があります。そして、それらを支える協働と継承において、東日本大震災の復興を支えた、いろいろな応援の枠組みをご紹介いただいています。この目次の構成自体は非常によろしいと思います。

ここで復興の枠組みを考えると、被災者の支援を成し遂げるための直接支援が4章、間接支援として、住まいとまちの復興、産業、生業の再生と原子力災害の地域の復興があります。ここでは、戦略的に、それぞれの支援の項目が、有機的にどのような関係性を持って復興に作用したのかについては、将来の復興に資するためには、章ごとの影響関係については、どこかで議論されるべきと思います。

こういった膨大な資料を残していただくということについては、今後の防災にとっては

非常に大きなところですが、それらが実際にどう作用したかについて、ぜひこの委員会の中で議論しつつ、内容として載せていただけないかと思いました。

また、復興の検証においては、指標が必要です。住まい、産業再生、原子力災害の復興については、既存のマクロ指標を用いて、何%進んだとか、幾つ戻ったというような議論をしてきましたし、復興庁もそれを指標として取り組まれてきました。一方で、被災者の支援ということになれば、マクロだけでは収まらず、多様な主体からなる被災者が何をもち、自分たちが生活再建できたのか、どう支援していただいたのかという主体的な評価の共通化が、被災地も広いこと、様々な被災状況があったことで、非常に難しかった現実があったかと思います。

復興庁においては、各県で、復興に主体的に取り組まれている地域のキーパーソンに対して、聞き取りやアンケートを継続的に実施されていることは、復興推進会でもご紹介があり存じている所ですが、定量的に、かつ、科学的に、そして、それらを図るための指標というものを継続的には持たなかったことが1つ残念です。今後の被災地においてはそういったものがあるべきではないかと思います。

阪神・淡路大震災のときには、限定的な被災地ではありましたが、そういった指標とその指標に基づく調査があり、生活再建を7つの項目、具体的には住まい、人と人とのつながり、まち、こころとからだのストレス、(次の災害への)そなえ、世帯のくらしむき、行政との関わり、で測り、科学的根拠に基づいた、被災者の主体的な生活再建過程を測ることで施策展開を実施しました。人と人とのつながりが住まいに次いで、非常に大きな生活再建支援を規定する要因であるということが、調査でわかったので、その結果に基づいて復興施策が展開され、人と人とのつながりに基づいた住まい、まちづくりというところが復興の後半、推進されました。

つまり、何をもちて評価をして、今後、進めていくかというところについても、阪神・淡路、それから過去の被災地、そして東日本大震災を踏まえて、共通化して議論ができれば、様々な災害の教訓をその災害ごとに評価するといったような場当たりのことが続いていくのではないかと思います。

それから、3つめなのですが、この会議の目的が、検証や施策のふりかえりということであれば、目標があって、そして実際があって、そのギャップが課題として議論されるべきだと思います。東日本はあまりに被災が激甚であったがために、被災地に一定期間戻れない現実があって、それらに付随して、まちづくりの方向性、それから、その他復興の方

向性がなかなか決めづらいという中で、例えば被災者からすると、どこに戻ればよいのかということを考えるための個人の選択肢のタイミングと、それから行政がそれを提供できたタイミングというところにギャップがあって、そこが大きなボタンの掛け違いになってきました。先ほど、全体的に被災者の視点から、復興施策の効果を測る指標はないと今ほど申し上げたところではありますが、その辺りが復興の全体像にも影を落としているのではないかと思います。

阪神・淡路のときの調査では、全ての被災者が、発災後1週間で住宅の情報を欲しがったこと。それから修理、転居、税の減免・融資等のお金に関わる情報については、1か月までに欲したという調査結果もありました。これが、調査がないので、東日本大震災の被災者は果たしてどうだったのかということはあるんですが、個人の選択肢のタイミングと行政との流れの中に大きなギャップがあったのではないかと思います。タイミングを逸したことで、うまく果たせなかったニーズは何なのかということについても、ぜひ一考する必要があります。次の災害において、タイミングをできるだけ外さないためには、大災害発生時にいかに取り組むべきかということについて、議論があるべきではないかと考えます。

○秋池座長

田村委員、ありがとうございました。

続きまして、藤沢委員、お願いします。

○藤沢委員

藤沢でございます。まず、簡単に自己紹介をさせていただきますと、復興との関わりでは、震災直後に、当時、内閣官房にできた震災ボランティア連携室のほうに所属させていただきまして、民間のスタッフとして関わらせていただきました。その後、復興庁にも一時期おりまして、その後、民間としても頑張っていきたいということで、一般社団法人RCFを立ち上げまして、これまで11年間復興の取組を、約30ほどの様々な取組をさせていただいておりまして、企業と連携して事業再開の支援をしたり、あるいはNPOと連携して被災者支援、そういったことをやっております。

また、その後の各地の熊本地震でしたり西日本豪雨でしたり、あるいは、今年の熱海の災害とか、そういったところでの復興支援にも関わらせていただいております。また、昨

年の7月からは、復興庁さんも進めておられる福島12市町村移住支援センターという移住を推進する現地のセンターのセンター長も仰せつかっておりまして、現在、福島の復興のほうに関わらせていただいております。

今回、主に御意見をいただきたい点がありますので、この順番に沿って、それぞれ問題意識を共有させていただきたいと思います。

まず、1つ目の被災者支援ですけれども、もともと被災者支援、住まいを復旧するというところがメインだったのが、今回、その後の心のケアということで、つながりまでやってきたというのが、大変エポックメイキングだったと思いますし、この動きが各地の災害では支え合いセンターさんという厚労省の事業につながっておりまして、東北で大きな成果といいますか、残る枠組みをつくられたなど大変評価をさせていただいております。

課題としては、どうしてもつながりづくりに関しても、自治会を何個つくったかとか、そういった短期的な結果目標に目が向かいがちです。どうしても被災された方の心というのは永遠に癒やされることはございませんので、被災者の方が孤立してない状況なのかという状態目標、結果目標だけでなく状態目標を、もう少し意識を高めた取組にすべきであったかなと感じております。

2番目の住まいとまちですが、こちらは大西先生もおっしゃっておられましたけども、少し事業が過大になってしまったと感じております。阪神大震災までは、その後の人口回復が見込まれましたけども、その後の大災害は全て人口減少化の復興になってきているところで、ただ、どうしても、災害後に事業計画すると、復興ユートピアという言葉もありますけれども、どうしても前よりもよくしたいという気持ちに現地の方はなってしまう。それを世論的にも支えがちになってしまいますので、事前復興という考えがございまして、これからもうどこも人口は減っていきますので、災害が起きた場合にはどの程度まで復興するかということを事前に検討していくことが、なお、必要になってきていると感じております。

3番目の産業なりわいの支援でございますが、こちら、グループ補助金ということで、大型の支援を様々させていただいて、これはその後、なりわい再建支援のような名前で、各地の復興にも大きく役に立って、現地の事業者の支えになっております。これも大変すばらしい枠組みをつくられたと感じております。他方、課題としては、販路、売上げがどうしても伸び悩んでいる部分があると。水産業、旅館、ホテルなどは、売上げがどうしても8割ぐらいにとどまっている事業者が多いというところがございます。復興庁のほうでも

様々、販路支援の取組をされておりましたけれども、なかなかここは十分じゃなかった面があり、ここは行政としてできることの限界もあろうかと思えますけれども、どうすれば売上げを戻せたのかと。売上が戻らなければ当然、人も雇用できませんので、それによって地域がやや落ち込んでしまっている事業、地域がございます。その辺りの検証、どうすべきだったのかが検討する必要があるかと思っております。

4番目の原子力災害固有の対応ですが、これはまだまだ進行中なので判断しにくいところがありますけれども、今の現在の居住率に大きく差があります。近年でいうと、2015年に帰還した檜葉町が50%ほど、2016年の葛尾、小高が3割ほど、その後の飯館、浪江、富岡は10%から20%と。大熊は今、4%と、こういう状況です。ですので、1年でも遅れてくると、居住率が減ってきているという現実があります。もちろん帰還してから、まだ年数が違うという面もありますけれども、それにしても、1年遅れても大分減ってしまうという状況があったと。もっと言えば、災害当初からいつ戻れるというイメージがあれば、川内村さんが帰還宣言を早く出されたのが印象に残っていますけれども、1年でも早く、戻るんだという意思を示せたことが大事だったと感じております。この辺り、ぜひ検証いただいて、1年でも2年でも早く戻れなかったのかということは、検討しておく必要がある事項だろうと感じております。

この点は、どうしても10年という枠組みで、岩手や宮城などでは枠組みをつくられたことで、なかなか住民の合意形成が大変だったという声もありますけれども、一方でそれがスピードを速めた面もあるだろうと思っております。スピードと合意形成、これは非常に難しい論点で、ある程度、議論しておく必要があるだろうと感じております。

5番目の協働と検証、NPO民間企業がいると、どうしても行政のみの事業だと硬直的になりますので、大きく役割を果たしましたし、阪神との違いは個人ではなくて、団体、企業が大きく活躍したのが、今回の大きな特徴だったと感じております。他方、どうしても単年度主義で事業をされていたので、NPOの立場で見ると雇用を安定できないとか事業を数年先まで見据えられない課題がありました。当然復興は5年、10年かかると初めから分かっていたけれども、中長期的な事業計画をつくれておらず、どうしても東北のNPOはいまだに小規模のところが多いと、そういう現実もございます。その辺が課題だったと思っております。

復興を支える仕組みに関しては、3点申し上げたいと思えますが、1点目は、市町村に中心になっていただいたのは現地にとっては意義がありましたけれども、同時に市町村の

キャパシティーによって、復興の度合いに差が出たという現実もあるかと思っております。この辺り、もう少し市町村を越えて広域に復興を支える、広域復興センターのような取組が必要だったんじゃないかと感じております。今、私は移住施策に関しては、福島12市町村移住支援センターというのをやらせていただいて、各地域の、福島は特にそうだと思いますけども、自治体に余裕がなくてなかなか事業を組立てられないと。そこを助言するだけじゃなくて、実際に手になって足になって、一緒になって事業をつくってあげないと、なかなか自治体のほうで事業を組み立てられないんだというのを肌で感じております。どうしても市町村ごとの取組で事業が遅くなってしまったり、少し全体から見ると、やや無駄な施設が出来がちになってしまったりという面があったと思います。もう少し広域に検討する枠組みが必要だったかなと感じております。

そして、2番目が復興基金の話です。東日本の以前は復興基金というのが復興を支える制度になっておりました。それが今回、大きく違ったのは、予算はあったんですけども、財団方式ではなくて直営方式という自治体が運営するやり方になっておりましたので、どうしても自治体の予算とほとんど一緒になってしまって、硬直的な運用をされたという課題がございました。NPO、企業の取組を、もっと、単年度ではなくて複数年度でやっていくこともそうですし、先ほどの広域復興センターのような枠組みも、復興基金の運用改善することで実現できるんじゃないかと感じておまして、この辺りの検証も必要だろうと思っております。

最後は人材ですけども、各地に応援人材を派遣されたのは大変効果的で重要でした。また、各自治体のキャパシティーの話を申し上げましたけども、国から比較的若い公務員の方が副村長、副町長などで派遣されたのも、非常に効果的だったと感じております。復興に関する復興人材支援制度みたいなものの制度の確立があると、必要なのではないかと感じておまして、これに似たような制度で、地方創生人材支援制度というのが内閣府にありますけども、これは枠組みをつくって毎年マッチングする仕組みをつくって、公務員の方や民間の方を各全国の地方創生を行う自治体に派遣する仕組みがあって、年間100人ぐらい送っております。復興時に、復興人材支援制度のようなものがあって、積極的にマッチングするような仕組みがあると、今、個別にはいろいろマッチングをされていますけれども、もう少しオープンにマッチングする仕組みを行い、復興の人材というのも、ほかの地域でやっている経験者がいますので、経験している人材を用意して、今も、今年も新潟、あるいは宮崎、あるいは静岡で災害が起きていますけども、そういう場面での復興

を支える人材として送るような仕組みも、今後必要ではないかと感じております。

以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○秋池座長

ありがとうございました。

それでは、続けて、増田座長代理、お願いいたします。

○増田座長代理

ありがとうございます。私の復興に関する関わりでございますが、ちょうど3県のうちの1つの岩手県の知事を、東日本が起こる少し前までしております、あと、復興庁さんのほうで、復興庁の第1期の設置期限を延長した際の検討有識者会議、秋池座長の下で、座長代理を務めていたことがございました。その間、数多くの被災地、どうしても岩手中心になりますが、福島、それから宮城も含めて、訪ねさせていただいたところでございます。

そして、少し順不同になりますが、何点か、できるだけダブリを排して申し上げたいと思います。

構成案全般につきましては、非常に網羅的に構成しておりました。そこの中の強弱をどうつけていくかというのは、これからの我々の作業かと思いますが、構成案については、違和感はありません。

それから、まず、災害の記憶、それから教訓の承継、伝承という、そこに関わるかと思いますが、デジタルアーカイブなどをきちんと整備するということが大変重要かと思えます。これだけの大きな災害のあった資料の散逸ですとか記憶の風化、これをどう防ぐのかということが大変大事でありました。実は明治29年度、それから昭和8年、35年と、大きくは3回、沿岸地域は津波被害に見舞われておりますけれども、その後の惨状を写した写真が数枚ございますのですが、私の知事時代、防災教育の観点からいうと、津波そのものの怖さを知らせる映像というのはなくて、結局、二千何年でしたか、スマトラ沖地震のときに様々な映像が出て、これだけ大変だということを岩手県内の防災教育にも使った覚えがございます。それだけ津波の怖さを伝えるということは、当時は難しかったところがございましたのですが、今回、そういう意味では、資料を散逸することなく、そして記憶を風化させることなく次世代につなげていくために、デジタルアーカイブの整備ということ

を随分、指摘等々がありまして、やられているわけですけれども、それが本当に完全に十分なタイミングよくなされているかどうかといったあたりは、さらに、きちんと検証していく必要があるかと思えます。

それから、あと、2点目は、まちづくり事業、特に住民の帰還が長期化することによって、どうしても、その間、仮移転先のほうに、結局定住してしまっていて、帰還者数が減少すると。これは2つ、まちづくり事業直結には、大きく言うと2つ原因があろうかと思えます。地元のほうで、例えばかさ上げのような非常に大規模な手法を選択するとなると、どうしても必然的に期間が長くなる場合もございますし、もう一方で、例えば、土地所有者の探索などに非常に時間を要すると。権利確定が非常に困難なゆえに、いわゆる所有者不明土地のような存在ですが、そのことによって、結局、事業が長くならざるを得ないようなこともございます。

したがって、特に後者の制度的な問題については、例の所有者不明土地問題について、民法上も含めて、解決が今、図られつつありますけれども、そうした制度的に、この際、きちんと対応すべきものがタイムリーになされたかどうか、そしてまた、漏れはないか、こういったこともきちんと検証しておく必要があるかと思えます。

NPOボランティアの協力支援の関係ですが、阪神・淡路がボランティア元年と言われたわけですが、今回の被災地が非常に遠隔地であって受入れがなかなか難しい。しかし、一方で、復興にとってはNPOの方々、ボランティアの方々のお力をお借りするということがこれだけ大規模になり、また、心のケア等々も含めると、必要欠くべからざるどころであり、こういった点についてスムーズに行うために、現地でいろいろな試行錯誤が繰り返されました。そういったことも、やりやすさ、やりにくさ、こういう形になるとよりやりやすくなるといったことをきちんと整理しておく必要があるかと思えます。

それから、あと、国と県、県と市町村の役割分担等々の問題もございます。私は今回、特に注目するのは、総務省のほうで市長会、町村会と調整をして、職員の応援派遣のスキームが出来上がったわけでございます。そしてまた、固定された市同士が職員を2年間、そこでローリングしながら、派遣するという対口支援のような形も出来上がってきました。こうした自治体間の支援のスキーム、派遣スキームのようなものが今回、出来上がったということは大変大きいと思っております、その際の様々な費用負担の問題とか、もし事故に遭った場合にどうするかとか、様々な経験値が積み上げられてきました。こういったことが、これも漏れがないかどうか等々、よく見ておく必要があると思えますし、それか

ら、それ以外にも、まちづくりの中で県と市町村、役割それから一方で国と県、特に被災地の市町村が、様々な面で財政的にも、それから人的な面でも、他に非常に多くの手を取られて難しい中で、そういう役割等々をきちんと検証しておく必要があると思います。

最後に、様々な事業の財源について、国民の御理解の下、税で対応すると、こういうことが取られて大変よかったと思いますし、一方で、各事業について、地方負担ゼロという考え方が取られたんですが、これについては、水準として適当かどうかの検討、これは例えば各種公共事業の今後のメンテナンス等を踏まえたときに、どうしても過大なもので、かえって今後地元が逼迫するようなことにならないかどうか、こういった点についてもよく検討を行う必要があるのではないかと思います。

取り急ぎ、私のほうから以上でございます。

○秋池座長

増田座長代理どうもありがとうございました。

それでは、最後に、簡単に私からも一言申し上げたく存じます。

まず、構成案につきましては、大変よろしいかと思っております。ただ、細切れに書いていくということではなくて、全体を総合的に俯瞰するようなもの、それぞれの関連性がありますとか、取り組みの順番のようなものもあろうかと思いますので、そういったものが表現されるような部分があるとよろしいかと思いました。

それから、2点目ですけれども、ほかの委員の皆様たちからも御意見あったところですが、支援は発災直後に、とにかくできるだけのことをして差し上げたいとか、それから、お住まいになられている方、いまだ御苦労されている方もおられるわけですが、何とか暮らしを戻してということになるわけですが、この辺りがほかの委員もおっしゃっておられますが、過大になると、かえって負の遺産となって、将来、その地域に負担となってしまいうようなところがございます。

こういった辺りにつきましては、発災時に考えるのは非常に難しいことだと思います。どの方もそのとき、今起こっていることに対して対処していかなければいけないというのがございます。この辺りは、あらかじめ決めておくことと、そのときの状況において、個別に解とするもの。あるいは、ある程度決めておいて、この幅の中でというような、その柔軟性も残しておくことというのを分類した形で、用意ができていくとよろしいのではないかと思います。

あくまで、硬直的にすることを旨とする訳ではございませんが、何らかのそういったガイドがあることによって、発災時、発災直後のお取組がより効率的になるということもあるのではないか、効率というか、効果的になるということもあり、かつ、適切になるということもあるのではないかということを感じております。

それから、今、増田座長代理からお話もございましたとおり、自治体間の派遣でありますとか、それから知見の共有というのは非常に重要なことだと思っております、このことは、この流れを復興庁さんが中心になるのか、何か総務省さんなのか、ぜひ継続をしていただければと思うところでございます。

一旦、以上といたしまして、それでは、続いてですが、本日、御欠席の今村委員からは事前に御意見を賜っていますので、事務局から御紹介をお願いいたします。

○岡本審議官

今村先生のほうから、資料6でございますが、6点ほど御指摘をいただいております。

簡潔に御紹介をさせていただきますが、1つ目の丸でございます。東日本大震災では、特に行方不明者の捜索、御遺体の身元確認といったことが最優先になったということで、初動対応の難しさがある中、応急対応、あるいは復旧、復興検討する段階への移行にどうしても時間がかかったということを考慮すべきだと。

それから、2つ目でございますが、財源フレーム等、当初10年間に限られたということで、地元の復興まちづくりを議論する際の、ある意味、制約になって、住民との合意形成を図る上で厳しい状況となったというような御意見でございます。

それから、その下の3つ目の丸でございますが、ボランティア元年、阪神・淡路がボランティア元年と言われる中、東日本ではさらにその取組が広がって、企業が継続的かつ目的意識を持って被災地域に入ってきたことは大きな動きだという御評価でございます。

4つ目の丸でございますが、これは取りまとめ、今回の振り返りに関する1つの進め方ということかと思いますが、アウトプットについては、行政だけでなく、国民企業に活用するものであるという意識を持ってほしいということでございます。

それから、5つ目の丸でございますが、これも取りまとめの際に、未済地という言い方でございますが、いかに事前復興を進めていくのかという観点が重要だという御意見でございます。

最後の丸でございますが、これも取りまとめの留意事項ということかと思いますが、客

観的なファクトなど、取りまとめておくことは重要だということと、それから、今後については、復興についての定義や考えの整理も必要であると、そういった御意見を頂戴しているところでございます。

以上でございます。

○増田座長代理

ここからは、ちょうど今、秋池座長、所用で、これ以降は座長代理の私が残りの時間、進行させていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

今、一当たり、今村委員の意見書も含めて、皆様方から御意見いただきましたのですが、少し時間がまだ10分弱ございますので、何か追加で御意見あれば、あるいは、ほかの方の御意見を聞かれた上で、それに関係する御意見でも結構ですが、少しまた御意見いただければと思いますが、いかがですか。

それでは、大西委員、どうぞお願いいたします。

○大西委員

ありがとうございます。1つ、最初に伺うべきだったのかもしれないんですが、たしか3年前に、東日本大震災の復興施策の総括という、まとめられているものがあると思うんです。委員の方も、私は入っていませんでしたけども、かなり、これも議論されてこられた方もいらっしゃるということで、3年間でもう一度、まとめて、構成も似ているといえれば似ているような気もするんです、さっきお示しいただいた今回のものとですね。

これをどのように考えたらいいかということなんですが、私の考えでは、もちろん、いわゆる達成度評価といいますか、目標を立てて事業をやってきて何%進捗したと、これを整理して、どこに遅れがあったとかという議論は、非常にこれはこれで重要な点なので達成度評価は必要なんですけど、3年前のものはかなりが達成度評価的な記述になっているのかなと思うんです。それとは違う評価の仕方という、そもそも掲げている目標が、こういうことも含めるべきだったのではないかと。そうすると、それは目標にしていなわけですから、達成度も何も無いということになるので、なぜそれを明示的に目標にできなかったのかということが議論されるべきだということになるので、あるべき復興の姿と、それに至る復興施策というものを想定したときに、あるいは、今から考えたときに、それはどういうものであって、現実とはどこが重なって、どこが違っていたのかという観点か

らの評価というのにも必要なのかと、そういう気がするんです。

だから、その点では、単に3年前の総括を時点修正するということではなくて、少し今日の御議論の中でも皆さんからいろいろ目標に関わるような議論も出たと思うので、そういう点については取り上げて、論ずるべきなのかなという気がいたします。

○増田座長代理

大西委員、ありがとうございました。

最後に、事務局のほうに少し答えてもらって、岡本審議官になりますか。それで、その上で、大臣にまた、まとめて御挨拶いただきたいと思っているんですが、少しあと数分、時間がありますが、ほか、いかがですか。

それでは、藤沢委員、どうぞお願いします。

○藤沢委員

簡単に。全体のまとめのところで、私も前回のワーキングにも参加させていただいておりましたけども、今回、より状況も公開されているということもあって、公開度は高いんだと改めて感じております。復興の10年をまとめるというのでは、最も重要な委員会になるかと思しますので、公開をどうするか、単に文書を出しましたというだけでなく、ここでまとめた内容を分かりやすく国民にも伝えるような取組でしたりとか、あるいは、後々インターネットでもしっかり見れるとか、何らかこれは目的が、今後の災害につながるということですので、どう生かせるのかというところを、その辺りも事務局のほうで検討いただくことなるかと思えますけれども、しっかり準備することが必要かと思っております。

あと、もう1点、先ほど秋池座長からもあったかと思えますが、秋池さんからは個別、それぞれまとめるだけじゃなくて総論的なという話もありました。今日の中でも、少し過大になってしまった面をどう考えるかとか、民間の重要性とか幾つか共通した大事な点が出てきたのかなと感じますので、最終的に5個でも、6個でも、個別のトピックはやりながらも、総論として何を残すのかと、総括するのかということはしっかり文章を練って出すことも必要ではないかと感じましたので、その辺りも検討いただければと思います。

以上です。

○増田座長代理

藤沢委員、どうもありがとうございました。

オンラインで御参加の田村委員、聞こえていますでしょうか。何か追加がございますか。

○田村委員

私ども、会議の中で述べた意見と、それから復興庁のほうでまとめられる資料との関係性、位置づけの整理への理解があまりできておりませんので、また、整理をして教えていただけるとありがたいです。

○増田座長代理

ありがとうございました。

私から、先ほど申し上げなかったんですが、産業ですとか生業の再生ということが随分、この間、強調されてきたわけですが、ここはなかなか難しいと思うんですが、そもそも被災3県は、中小企業中心で、一次産業から三次産業まで展開しているわけですが、そもそも日本全体がそうですけれども、後継者不足等々の問題があって、どうしていくのか、政府のほうでは今、全体とすれば、被災の問題とは別にスタートアップをできるだけ支援をしようということと、それから、あと事業承継など、しっかりと支援して行って、各地域での中小企業を、もう一回、よみがえらせるなりをしようとしています。

一方で、そういう中で、どうしても産業転換のようなものも必要になってくる場合があると思います。今回、被災地がグループ補助金等々使いながらも、非常に手厚い支援が行われてきたということで、区別はなかなか難しいんですが、本来であれば、新陳代謝が行われるべきものが、そのことによって多少阻害されたかどうかというあたりも少し気になるところでございますので、そういった点については、商工団体等にもヒアリングするなり何なりして、検証される必要があるのかと、こんなふうに思いますので、私からも付け加えておきます。

それでは、特にほかなければ、今、幾つか御要望等もございましたので、岡本審議官にお渡しして、それから大臣のほうにお返しさせていただくということにしたいと思います。

○岡本審議官

今回の振り返りにつきましては、冒頭も御説明申し上げましたけれども、あくまで、10

年間、復興庁ができる前から含めて、その10年間の取組、課題が何であったのかというのを、いま一度、もう一回きっちり整理をしていきたいということでございまして、大西先生のほうから、確かに3年前、総括ワーキングのお話がありましたけれども、総括ワーキングのほうは、もちろんそれまでの復興政策の取組というのにも一定の評価をしているんですが、むしろ復興庁を今後、復興庁が今後、取り組むべき課題として、どういうものがあるのかということ浮かび上がらせて、まさに復興・創生期間第2期に入っておりますが、そこで取り組むべき事項というのをきっちり整理をするというのが前回の3年前の総括ワーキングの大きな目的だったと思っております。我々としては、できる限りしっかりと、まずは10年間、今回、特に深掘りをして、皆様方の御意見を踏まえて、御議論を取りまとめていきたいと思っております。

それから、藤沢先生のほうから、しっかりと発信をということかと思っております。今回の教訓というのは、後につなげるということが一番の目的でございますので、今回、実は整理する資料というのはかなり分厚いものになってしまう可能性があるんですが、いろいろな形で分かりやすく発信できるように、そこも十分留意して進めていきたいと思っております。

それから、全体の章立ての関連性みたいなことですか、あるいは総論的な部分をきっちりと整理したらということでございます。その点は、我々も十分気をつけながら、淡々とファクトだけが並ぶことがないように、それぞれの関連性ということも十分留意をして今後、整理を進めてまいりたいと考えております。

あと、増田先生のほうから最後、商工団体含めてという御意見を頂戴いたしました。これはこの会議の場で全てできるかどうかということは検討させていただきたいと思っておりますが、最終的な取りまとめをするに当たっては、いろいろな関係者の方の御意見は聞かなければいけないと思っておりますので、今いただいた商工関係、特に中小企業の関係についても十分、これから留意をしながら進め方を考えていきたいと思っております。

私のほうからは、すいません、以上でございます。

○増田座長代理

どうもありがとうございました。今日、各委員から様々な御意見が出ましたので、今後、これらの意見を踏まえて、事務局のほうで振り返りの作業を進めていただきたいと思います。そしてまた、当会議におきましても、その上で議論を深めてまいりたいと思っております。

それでは、本日はこれまでとさせていただきます。議事録も作成の上、公表いたしますので、各委員の皆様におかれましては、内容の確認に御協力のほどお願いを申し上げます。

それでは、最後になりますが、秋葉大臣のほうから一言頂戴したいと思いますので、大臣よろしくお願ひいたします。

○秋葉大臣

本日は、秋池座長、増田座長代理をはじめ、大変御多用の中、委員の皆様には、改めて感謝申し上げます。私もたくさんメモを取らせていただいて、拝聴しておりました。

冒頭に述べましたとおり、東日本大震災の風化防止、教訓継承のためには、復興に係るこれまでの国の制度や組織、取組の変遷、過去に例を見ない施策の趣旨や経緯、その評価と課題を取りまとめておくことが極めて重要なことだと考えております。

本日、委員の皆様には、これまでの復興政策に携われたお立場、あるいは、専門家としてのお立場から、相当具体的で、大変示唆に富む御意見をいただきました。今後、年度内に複数回会議を開催し、皆様の知見をいただき、後世の役に立つものとなるよう、取りまとめてまいりたいと考えておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願ひいたします。本日は誠にありがとうございました。

○増田座長代理

大臣、どうもありがとうございました。

それでは、このほか、事務局のほうから連絡事項があれば、お願ひをいたします。

○立岩参事官

次回は年内の開催を予定しております。詳細な日程につきましては、別途、事務局より御連絡させていただきます。

議題については、本日もいただいた御意見なども踏まえて、構成案に具体的な内容を加えた骨子案をお示しして、御議論いただきたいと考えております。

以上でございます。

○増田座長代理

それでは、以上もちまして、第1回の会議のほうは終了といたします。本日はどうもありがとうございました。

以上